

添付法令資料 3 :

ミャンマー特許権法 (目次)
(2019 年連邦議会法第 7 号)
ビルマ暦 1380 年タバウン月白分 6 日
(2019 年 3 月 11 日)

- 第 1 章 名称、効力発生及び定義 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 目的 (第 3 条)
- 第 3 章 中央委員会の設立及び職責 (第 4 条及び第 5 条)
- 第 4 章 エージェンシーの設立及び職責 (第 6 条ないし第 8 条)
- 第 5 章 局の職責 (第 9 条)
- 第 6 章 登録官及び審査官の任命及び職権に係る規定 (第 10 条ないし第 12 条)
- 第 7 章 保護が得られる特許 (第 13 条)
- 第 8 章 保護が得られない特許 (第 14 条)
- 第 9 章 特許権登録出願の権利を有する者 (第 15 条ないし第 17 条)
- 第 10 章 出願 (第 18 条ないし第 29 条)
- 第 11 章 審査、拒絶及び登録 (第 30 条ないし第 42 条)
- 第 12 章 優先権 (第 43 条ないし第 46 条)
- 第 13 章 特許権の期間及び年費用 (第 47 条ないし第 50 条)
- 第 14 章 特許権に関する権利 (第 51 条ないし第 55 条)
- 第 15 章 特許権の権利の譲渡 (第 56 条ないし第 59 条)
- 第 16 章 許諾による実施許可 (第 60 条ないし第 64 条)
- 第 17 章 強制的に与えるライセンス (第 65 条ないし第 73 条)
- 第 18 章 特許権の返還及び取下げ (第 74 条ないし第 79 条)
- 第 19 章 小特許 (注: 日本の実用新案に相当する。) (第 80 条ないし 88 条)
- 第 20 章 国際的な登録出願 (第 89 条ないし第 92 条)
- 第 21 章 不服申立て (第 93 条及び第 94 条)
- 第 22 章 知的財産権裁判所の設置 (第 95 条)
- 第 23 章 特許権の権利侵害・違反に関する知的財産権裁判所の職権 (第 96 条ないし第 104 条)
- 第 24 章 罰則 (第 105 条及び第 106 条)
- 第 25 章 雑則 (第 107 条ないし第 119 条)

※この法律は、大統領が通知において定める日から効力を生ずる。